

エキサイトモバイル 端末販売約款

第1条(本端末販売約款)

1. エキサイト株式会社(以下「当社」といいます。)は、エキサイトモバイル 端末販売約款(以下「本端末販売約款」といいます。)を定め、本端末販売約款に定める条件に従い、当社が提供するエキサイトモバイルサービス(以下「本サービス」といいます。)の一環として当社が提供する端末を販売するものとします。
2. 当社から対象商品を購入される方(以下「購入者」といいます。)は、当社が本サービスに関して販売する端末商品(以下「対象商品」といいます。)の購入に関し、当社が指定する方法により申込を完了した時点で、本端末販売約款に同意したものとみなされます。
3. 購入者は、当社から対象商品を購入するにあたり、本端末販売約款が提示する提供条件を誠実に遵守するものとします。

第2条(購入申込みの条件)

対象商品の購入の申込み(以下「本申込み」といいます。)は、以下各号の場合に限り行うことができます。

- (1) 当社のエキサイトモバイルサービス契約約款(以下「サービス約款」といいます。)で定める本サービスへの新規申込みと同時に、新たにサービス約款上の契約者(以下「本サービスの契約者」といいます。)となろうとする者が、対象商品を購入する場合。
- (2) 本サービスの契約者が、SIMカードの追加申込みと同時に、対象商品を購入する場合。
- (3) 本サービスの契約者が、1ヶ月内に契約中のSIMカードの枚数と同一の回数を上限として、一回につき一台、対象商品を購入する場合。なお、当該購入手続きを「機種変更(端末追加購入)」といい、詳細は別途定めるものとします。

第3条(契約の申込み方法及び承諾等)

1. 本申込みは、当社所定の方法により、行うものとします。
2. 当社は、次の場合には本申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 購入者が対象商品の代金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 購入者が当社が提供するサービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 当社所定の方法による購入者の本人確認ができないとき。
 - (4) 当社の業務遂行上支障があるとき。
 - (5) その他当社が不相当と判断したとき。

第4条(契約の成立時点)

1. 当社と購入者との間の対象商品に関する売買契約(以下「本契約」といいます。)は、当社が本申込みを承諾した旨を所定の手続きにより購入者に通知した時をもって成立するものとします。
2. 当社は、本申込みを承諾しない場合もその旨を購入者に通知するものとします。

第5条(対象商品の引渡し)

1. クレジットカードでの決済完了後、5営業日以内に、当社は、対象商品を、購入者が本申込みにおいて指定した住所に発送します。
2. 対象商品が購入者の指定した住所に到達した時点で、対象商品の引渡しは完了とし、引渡し完了後の対象商品の滅失、毀損その他一切の危険については購入者の負担とします。
3. 購入者は、対象商品の引き渡し後、容易に発見することができない瑕疵が発見されたときは、引渡時から6カ月に限り、当社に対し当該対象商品の修理を請求できるものとします。当該請求があった場合において、当社が当該瑕疵を解消できない場合、購入者は本契約を解除することができます。
4. 前項の場合及び対象商品に同封されるメーカーの保証書の内容に従って購入者がメーカーに直接請求することができる保証内容を除き、購入者は対象商品発送後に対象商品の返品・交換を請求することができないことに同意します。

第6条(商品の所有権)

1. 対象商品の所有権は、購入者が当社に対象商品の代金の全額について支払いを完了するまでは、当社が留保します。
2. 購入者が当社に対象商品の代金の全額について支払いを完了した時点で、対象商品の所有権は購入者に移転するものとします。

第7条(禁止事項)

1. 購入者は、第6条の規定により、所有権が当社から購入者に移転するまで、対象商品について質入、担保、転売、贈与、貸与、譲渡等、当社の権利を侵害する一切の行為をしないものとします。
2. 購入者は、本契約に係る購入者としての地位を、第三者に譲渡することはできないものとします。

第8条(代金の支払方法)

1. 購入者は、対象商品の代金を、当社が指定したクレジットカード会社の発行するクレジットカードにより、購入者の選択に従い一括払い、又は分割払いの方法により、当該クレジットカード会社の約款に基づき当社が指定する日までに支払うこととします。

2. 当社は、当社の販売する対象商品の代金及びこれにかかる消費税等相当額を、クレジットカード会社に請求するものとします。
3. 購入者とクレジットカード会社との間で代金その他の債務に関して紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 当社は、購入者に対し、請求書並びに領収書を一切発行しないものとします。
5. 購入者は、対象商品の代金に関して、以下の各号に事前に同意するものとします。
 - (1) 購入者が当社に対し債権を保有する場合、当社は購入者の当該債権と対象商品の代金、その他の対象商品に関する契約上の購入者の債務とを相殺することができること。
 - (2) 対象商品の支払い方法につき分割払いを選択した場合、クレジットカード会社が定める毎月の締切日等の関係により、2 ヶ月分の代金が合算して請求される場合があること。

第9条(遅延損害金)

1. 購入者は、対象商品の代金の支払を怠ったときは、次項で定める方法により算出した額の遅延損害金を支払うものとします。但し、当該債務がその支払うべきこととされた日の翌日から10日以内に支払われたときは、この限りではありません。
2. 遅延損害金の額は、未払債務に対する年14.6パーセントの割合により算出した額とします。なお、かかる計算結果に1円未満の端数が生じた場合、当社は、その端数を切り捨てるものとします。

第10条(消費税等)

購入者が当社に対し対象商品の代金を支払う場合において、消費税法(昭和63年法律第108号。その後の改正を含む。)及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、購入者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税等相当額を併せて支払うものとします。なお、当社は、消費税等相当額の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

第11条(契約の解約)

1. 購入者は、購入者の都合による本契約の解約はできないものとします。
2. 当社は、購入者が対象商品の引き渡しを不当に拒んだ場合、購入者との本契約を解約することができるものとします。この場合、当社は購入者に対して当社が被った損害の賠償を求めることができるものとします。

第12条(債権の譲渡)

1. 当社は、本端末販売約款又は対象商品に基づき生じたすべての債権について、当社が指定した第三者(以下「債権譲渡先」といいます。)に譲渡する場合があります。この場合、購入者は、当該債権譲渡につき、あらかじめ異議なく承諾するものとします。

2. 前項の場合において、当該債権譲渡の請求及び回収に用いるため、購入者は、当社が債権譲渡先に対し、購入者の氏名、住所、電話番号並びに債権の請求及び回収を行うために必要な情報を提供することを承諾するものとします。
3. 第 1 項の場合において、当社及び債権譲渡先は、購入者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

第 13 条(法令に規定する事項)

対象商品の提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 14 条(分離可能性)

本端末販売約款のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により、無効又は執行不能と判断された場合であっても、本端末販売約款の残りの規定は、完全に有効なものとして、引き続き効力を有するものとします。

第 15 条(準拠法)

本端末販売約款は、日本国法を準拠法とします。

第 16 条(専属的合意管轄裁判所)

当社と購入者との間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を当社と購入者との第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

平成 28 年(2016 年)11 月 24 日 制定

2019 年 5 月 20 日 一部改定